

令和元年（2019年）6月24日（月）15:00配付

項 目	令和元年度（2019年度）海水浴場の開設等について									
配 付 資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年度海水浴場開設状況・水質調査結果等の概要 ・ 令和元年度オホーツク管内海水浴場開設一覧 ・ 令和元年度オホーツク管内海水浴場水質測定結果 ・ 海水浴場水質判定基準 									
内 容 及 び 報 道 に 当 た っ て の お 願 い	<p>令和元年度（2019年度）の海水浴場開設状況及び海水浴場水質状況について取りまとめたので資料を配付します。 本件の内容については、北海道環境生活部スポーツ局スポーツ振興課のホームページで公表いたします。</p> <p>なお、当局管内では、次の海水浴場において水質調査を行い、安全が確認されておりますので、当該海水浴場にて遊泳が行われるよう、積極的な報道をお願いいたします。</p> <p><海水浴場の開設状況></p> <table border="1" data-bbox="408 958 1401 1088"> <thead> <tr> <th>海 水 浴 場 名</th> <th>開 設 予 定 期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ところ常南ビーチ海水浴場（北見市）</td> <td>7月20日～8月11日</td> </tr> <tr> <td>オホーツクホワイトビーチ（紋別市）</td> <td>7月 1日～8月31日</td> </tr> <tr> <td>沙留海水浴場（興部町）</td> <td>7月13日～8月18日</td> </tr> </tbody> </table>		海 水 浴 場 名	開 設 予 定 期 間	ところ常南ビーチ海水浴場（北見市）	7月20日～8月11日	オホーツクホワイトビーチ（紋別市）	7月 1日～8月31日	沙留海水浴場（興部町）	7月13日～8月18日
海 水 浴 場 名	開 設 予 定 期 間									
ところ常南ビーチ海水浴場（北見市）	7月20日～8月11日									
オホーツクホワイトビーチ（紋別市）	7月 1日～8月31日									
沙留海水浴場（興部町）	7月13日～8月18日									
他のクラブ との関係	同時配布	道政記者クラブ								
担 当 窓 口 （ 連 絡 先 ）	<p><input type="checkbox"/> 資料に関する照会先</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開設状況 北海道環境生活部スポーツ局スポーツ振興課 スポーツグループ（担当者：主幹 鈴木） 直通 011-204-5209（内線）24-413 ・ 水質調査 北海道環境生活部環境局循環型社会推進課 環境保全グループ（担当者：主幹 松田） 直通 011-204-5193（内線）24-255 <p><input type="checkbox"/> 北海道オホーツク総合振興局連絡先 保健環境部環境生活課（担当者：課長 大月） 直通 0152-41-0626（内線）2950</p> <div data-bbox="1037 1747 1420 1993" style="text-align: right;"> <p>オホーツク クール</p> </div>									

令和元年度海水浴場開設状況・水質調査結果等の概要

1 海水浴場開設状況

令和元年度の道内海水浴場の開設は、25市町村で41か所予定されています。オホーツク管内は、ところ常南ビーチ海水浴場が7月20日から8月11日までの23日間、オホーツクホワイトビーチは7月1日から8月31日までの62日間、沙留海水浴場は7月13日から8月18日までの37日間の予定で開設されます。

なお、全道では、小樽市の「おたるドリームビーチ」が6月28日と最も早く、開設期間も66日間（6月28日～9月1日）と一番長くなっています。

2 平成30年度利用者総数

平成30年度のオホーツク管内の利用者総数は、延べ14,028人でした。

内訳は

ところ常南ビーチ海水浴場（北見市）	6,533人
オホーツクホワイトビーチ（紋別市）	4,069人
沙留海水浴場（興部町）	3,426人

となっています。

全道では、小樽市の蘭島海水浴場がのべ103,850人で全道1位でした。

3 水質調査結果

令和元年度に開設する41カ所の海水浴場について、令和元年5月中旬から下旬にかけて、水質調査（ふん便性大腸菌群数、化学的酸素要求量(COD)、透明度、油膜の有無及び水素イオン濃度(pH)等)を実施した結果、オホーツク管内は、ところ常南ビーチ海水浴場が水質AA判定、オホーツクホワイトビーチと沙留海水浴場は水質Bで遊泳に供することができる水質でした。

なお、全道41カ所のうち遊泳に不適と判定された事例はありませんでした。

令和元年度オホーツク管内海水浴場開設一覧



市町村名	海水浴場名	所在地 (市町村名・略)	開設者名	面積(m ²)		遊泳区域の規模(m)			開設予定期間			参考 平成30年度 利用者総数(人)
				水域	陸域	海岸線 延長	沖出し 距離	最大 水深	開設日 月/日	閉設日 月/日	期間 (日)	
北見市	ところ常南ビーチ海水浴場	常呂町字常呂	北見市長 辻 直孝	7,150	9,155	130	55	1.5	7/20	8/11	23	6,533
紋別市	オホーツクホワイトビーチ	海洋公園2番地	紋別市長 宮川 良一	21,950	13,240	410	80	1.5	7/ 1	8/31	62	4,069
興部町	沙留海水浴場	沙留	興部町長 裕 一寿	30,400	33,600	380	80	4	7/13	8/18	37	3,426
3市町・3海水浴場												14,028

令和元年度 オホーツク管内海水浴場水質測定結果

振興局名	水浴場名	調査月日	評価項目										参考項目				判定	要対策	利用者数(万人)
			ふん便性大腸菌群数(個/100mL)			COD(mg/L)			透明度(m)			油膜	pH		気温	水温			
			最小	最大	平均	最小	最大	平均	最小	最大	平均		最小	最大					
オホーツク	ところ常南ビーチ	5/27	<2	<2	<2	1.6	1.7	1.7	>1.0	>1.0	>1.0	なし	7.9	8.0	23.4	16.6	水質AA	—	0.7
	オホーツクホワイトビーチ	5/27	<2	<2	<2	2.4	2.9	2.7	全透	全透	全透	なし	7.9	8.2	20.5	20.1	水質B	—	0.4
	沙留	5/27	<2	<2	<2	3.1	3.4	3.3	>1.0	>1.0	>1.0	なし	8.0	8.2	20.4	16.5	水質B	—	0.3

用語解説

- ふん便性大腸菌群数
人間又は動物の排泄物による水質汚染の指標として用いられている細菌である。
大腸菌群は普通、人畜の腸管内に生息しており、それらが水中に存在することは、人畜のふん便により水が汚染されていることを意味する。
水中で大腸菌群として検出される菌群の中には、ふん便由来でない菌群も多く含まれるため、特にふん便による汚染を示すために導入された指標で、大腸菌群よりも高い培養温度で培養する。
- COD（化学的酸素要求量）
水の有機汚濁指標の一つである。
水中の汚濁物質（主として有機物）を過マンガン酸カリウム等の酸化剤で化学的に酸化されるときに消費される酸化剤の量に換算して表したもので、この数字が大きいかほど水中の汚濁物質の量が多く、水が汚れていることを意味する。
- 透明度
直径30cmの白色円盤を水中におろして、円盤が見えなくなる深度（m）のことをいう。

海水浴場水質判定基準

1 判定については、下記の表に基づいて以下のとおりとする。

- (1) ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD又は透明度のいずれかの項目が「不適」であるものを、「不適」な水浴場とする。
- (2) 「不適」でない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD及び透明度によって、「水質AA」、「水質A」、「水質B」あるいは「水質C」を判定し、「水質AA」及び「水質A」であるものを「適」、「水質B」及び「水質C」であるものを「可」とする。
 - ・ 各項目の全てが「水質AA」である水浴場を「水質AA」とする。
 - ・ 各項目の全てが「水質A」以上である水浴場を「水質A」とする。
 - ・ 各項目の全てが「水質B」以上である水浴場を「水質B」とする。
 - ・ これら以外のものを「水質C」とする。

区分	ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質AA (検出限界 2 個/100ml)	油膜が認められない	2 mg/l以下 (湖沼は 3 mg/l以下)	全透 (1 m以上)
	水質A	油膜が認められない	2 mg/l以下 (湖沼は 3 mg/l以下)	全透 (1 m以上)
可	水質B	常時は油膜が認められない	5 mg/l以下	1 m未満 ～ 5 0 cm以上
	水質C	常時は油膜が認められない	8 mg/l以下	1 m未満 ～ 5 0 cm以上
不適	1,000 個/100mlを超えるもの	常時油膜が認められる	8 mg/l超	5 0 cm未満※

(注) 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。

「不検出」とは、平均値が検出限界未満のことをいう。

透明度(※の部分)に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。

2 「改善対策を要するもの」については以下のとおりとする。

- (1) 「水質C」と判定されたもののうち、ふん便性大腸菌群数が、400個/100mlを超える測定値が1以上あるもの。
- (2) 油膜が認められたもの。